

随意契約結果表

担当課名	教育総務課		
案件名	中古マイクロバス		
案件の概要	広野小学校児童送迎用として使用する中古マイクロバスの購入契約		
随意契約の種類	単独随意契約		
契約年月日	令和7年1月28日	契約の相手方	神姫商工(株)三田工場
契約金額	5,235,849円 (うち消費税相当額 4,759,863円)		
契約期間	契約を行った日 ~ 令和7年3月31日まで		
随意契約とした理由	<p>スクールバスを早急に購入し、令和7年4月から運行を開始する必要があるが、新車を購入する場合、発注から納車まで9か月を要することから中古車両を購入することになった。中古車両は新車と違い、物流の動きが早く、価格変動も著しく、また、1台1台の状態が異なるため、入札期間の確保や公正な価格比較が困難であり、競争入札に適しないものである。複数業者に対して市場調査を実施したところ、中古マイクロバスの取り扱い及び架装等や車検整備ができる業者が神姫商工(株)三田工場の一者に限られた。</p> <p>当該業者と車両の仕様等条件面で協議を行った結果、仕様及び予算額等の条件を満たす車両の提案があったことから地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利なもの)により神姫商工(株)三田工場と単独随意契約を締結する。</p>		
随意契約とした法令根拠	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。</p> <p>(その性質または目的が競争入札に適しないもの)</p>		